

吉田 忠生：学名の登録制度

学名の正当な発表の条件として登録制度を採用することが第15回国際植物科学会議（横浜，1993）で決定され，それにそって規約が整備された．国際植物命名規約（Tokyo Code 1994）の第32条の条項がそれである．この制度は第16回国際植物科学会議で承認されると2000年1月1日から発効することになっていた（藻類 46:41）．このための準備も国際植物分類学連合の事務局が登録センターとなって進行していた．学会で刊行する雑誌が認定雑誌となれば，登録の手続きが簡単になるので，日本藻類学会として Phycological Research を申請して認められた（藻類 46:227）．

St Louis で 1999 年に開催された第 16 回国際植物科学会議の命名規約委員会において，第 32 条の各項にたいする変更案がすべて否決されたあと，登録規定のすべてを削除するという動議が可決され，これが総会で認められた．こうして学名の登録制度は実現しなかった．2000 年に印刷出版された国際植物命名規約 International Code of Botanical Nomenclature (Saint Louis Code) では，関連する条項が改訂され，Tokyo Code の第 32 条第 1 項最後の文 “In addition, subject to the approval of the XVI International Botanical Congress, names (autonyms excepted) published on or after 1 January 2000 must be registered”

が削除された．さらに第 32 条第 2 項が削除されて，以下の項が繰り上げられた．関係する第 45 条第 2 項も削除され，第 3 項以下が繰り上げられた．これで学名の発表に関する規定は従来どおりとなった．

なお，Saint Louis Code の Appendix IIA の保留科名表に *Protopteridiniaceae* [*Dinoph.*], *Retortamonadaceae* [*Trichomonadoph.*], *Thalassiosiraceae* [*Bacillarioph.*] が追加された．Appendix IIIA の保留属名表には *Acanthoceras*, *Skeletonema*, *Skeletonemopsis*, *Chlorella*, *Leptolyngbya*, *Asteronema*, *Ahnfeltia*, *Falklandiella*, *Husseyia*, *Rhodochorton* が加わった．Appendix IIIB の保留種名表には第 14 条 9 項によってタイプを保留する *Achnanthes quadricauda*, *Cyclotella kurdica*, *Discoplea comta*, *Frustilia cuspidata*, *Gomphonema vibrio*, *Navicula ambigua*, *Peridinium elpatiewskyi*, *Synedra nitzschoides*, *Ulva purpurea* と古い異名に対して保留される *Antithamnion antillanum* がある．さらに Appendix IV の棄却すべき名として藻類では *Ulva simplicissima* Clemente 1807 が認められた．

第 16 回国際植物科学会議から命名規約委員会の藻類分科会の委員は北大の増田道夫教授が勤めている．

(818-0103 太宰府市朱雀 6-13-13)